

令和5年度社会福祉施設等整備方針

・ 長寿介護課所管施設	1
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)、介護老人保健施設、介護医療院、 養護老人ホーム	
・ 地域福祉課所管施設	6
救護施設、無料低額宿泊所	
・ 少子化対策課所管施設	7
児童館、放課後児童クラブ室、病児保育施設	
・ 子育て支援課所管施設	11
児童養護施設、乳児院、委託一時保護専用ユニット 児童家庭支援センター、母子生活支援施設	
・ 障がい福祉課所管施設	14
障がい福祉サービス事業所等	

令和5年度社会福祉施設等整備方針（長寿介護課所管施設）

課名〔長寿介護課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・第8期三重県介護保険事業支援計画における施設利用者数の見込みや市町の意向等をふまえて、施設サービスを必要とする高齢者が円滑に入所できるよう、老人保健福祉施設の整備を進める。
- ・在宅要介護高齢者の施設サービスへのニーズの高まりを踏まえ、介護保険施設（特別養護老人ホーム、介護老人保健施設及び介護医療院）及び養護老人ホームを優先的に整備する。
- ・県補助を受けずに、介護保険施設及び養護老人ホームを整備する場合についても審査の対象とする。
- ・療養病床から介護老人福祉施設等への転換については、当整備方針の別枠とする。
- ・圏域については、別表「老人福祉圏域」のとおりとする。

2 整備方針

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）	圏域別	1 入所申込者が依然として多数に上るため、整備を進める必要がある。 2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。	1 圏域ごとに令和5年度整備可能数の範囲内とする。 2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。 3 創設・増築分を優先し、圏域ごとの整備可能数に余裕がある場合に限り、その範囲内において、特別養護老人ホームに併設されたショートステイの特養転換について別途募集・審査するものとする。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	3,038	3,030	3,045	592	9,705	市町における整備対象となる小規模（定員29人以下）の特別養護老人ホームの定員数は含まない。
第8期介護保険事業支援計画に基づく令和4年度整備計画数（A）	20	192	40	60	312	
令和4年度整備予定数（ショートステイの転換含む。）（B）	20	100	0	0	120	
令和5年度への持越分（C）=（A）-（B）	0	92	40	60	192	
第8期介護保険事業支援計画に基づく令和5年度整備計画数（D）	80	140	20	0	240	
令和5年度整備可能数（C）+（D） （うち従来型施設整備可能数）	80 （20）	232 （60）	60 （10）	60 （10）	432 （100）	

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針
介護老人 保健施設	圏域別	<p>1 在宅復帰支援と在宅生活支援という重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和5年度整備可能数の範囲内とする。</p> <p>2 整備に当たっては、ユニット型施設を基本とし、地域の実情に応じて、市町の意見を聞いた上で従来型施設を整備する場合は、圏域ごとの従来型施設整備可能数の範囲内とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	2,584	1,735	2,064	358	6,741	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数 (A)	90	0	130	20	240	
令和4年度整備予定数 (B)	0	0	0	0	0	
令和5年度への持越分 (C)=(A)-(B)	90	0	130	20	240	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数 (D)	140	0	40	10	190	
令和5年度整備可能数 (C)+(D) (うち従来型施設整備可能数)	230 (110)	0 (0)	170 (80)	30 (10)	430 (200)	

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針
介護医療院	圏域別	<p>1 主として長期にわたり療養が必要である要介護者に対し、医学的管理の下における介護等の提供を行うという重要な役割を担うことから、計画的に整備を進める必要がある。</p> <p>2 利用者一人ひとりの個性や生活のリズムを尊重したユニットケアを推進するため、ユニット型施設の整備を進める必要がある。</p>	<p>1 圏域ごとに令和5年度整備可能数の範囲内とする（医療療養病床及び介護療養型医療施設からの転換による定員の増加については、当整備方針の別枠とする）。</p> <p>2 一般病床などからの転換ニーズがあることを踏まえ、令和5年度における従来型施設の整備は、圏域ごとの整備可能数に達するまで可能とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>* 増築による整備については、県補助の対象外とする。</p>

現状と整備可能数（単位：人分）

	北勢圏域	中勢伊賀圏域	南勢志摩圏域	東紀州圏域	合計	備考
既整備数	96	88	60	0	244	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和4年度整備計画数（A）	0	0	50	0	50	
令和4年度整備予定数（B）	0	0	0	0	0	
令和5年度への持越分（C）=（A）-（B）	0	0	50	0	50	
第8期介護保険事業支援計画に基づく 令和5年度整備計画数（D）	0	0	0	20	20	
令和5年度整備可能数（C）+（D）	0	0	50	20	70	
（うち従来型施設整備可能数）	（0）	（0）	（50）	（20）	（70）	

施設種別	圏域	課題	令和5年度整備方針
養護老人ホーム	—	老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、整備を進める必要がある。	<p>老朽化した施設について、緊急度を勘案の上、改修又は改築による整備を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>

(別表)老人福祉圏域

令和4年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
北勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、いなべ市 木曾岬町、東員町、菰野町、朝日町、川越町
中勢伊賀	津市、名張市、伊賀市
南勢志摩	伊勢市、松阪市、鳥羽市、志摩市 多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
東紀州	尾鷲市、熊野市 紀北町、御浜町、紀宝町

令和5年度社会福祉施設等整備方針（地域福祉課所管施設）

課名〔地域福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・生活保護法で規定されている保護施設（救護施設）及び社会福祉法で規定されている無料低額宿泊所の新規施設整備については、原則として行わない。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
救護施設	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 3か所 ・定員 計250名 （令和4年4月1日現在）	救護施設は、精神疾患等により、在宅生活を送ることが難しい処遇困難ケースが多く、入所者の高齢化も進んでいる。 無料低額宿泊所は、いわゆる貧困ビジネスへの規制強化を図るため、令和2年に条例を制定し事前届出制の導入等を行っており、引き続き施設の適切な運営に留意していく必要がある。	入所者等の安全確保に必要な改築等があれば整備を進める。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。
無料低額宿泊所	全県	<ul style="list-style-type: none"> ・県内 1か所 ・定員 計64名 （令和4年4月1日現在）		

令和5年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・健全な遊びを通して、子どもの生活の安定と子どもの能力の発達を援助していく拠点施設である児童館を整備するにあたり、地域のニーズに応じた子ども・子育て環境の向上のための施設整備を推進する。
- ・老朽化に対する大規模修繕等を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
児童館	全県	大型児童館 1館 小型児童館 28館 児童センター 13館 計 42館 （10市6町） （令和4年5月1日現在）	1 感染症対策として、三密を避けるため、施設の拡張や既存部分の改修工事等が必要な児童館がある。 2 児童の健全育成活動の拠点である児童館のない地域がある。 3 児童館の中で、放課後児童クラブを行うことは、様々な利点があるが、放課後児童クラブを行っている児童館は多くない。	市町や社会福祉法人等が行う児童館の整備事業に関して市町に補助を行うことで施設整備を推進する。補助は国の次世代育成支援対策施設整備交付金の交付を受ける市町に限る。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。 優先度の高いものから1、2、3、4の順とする。 緊急性や必要性を総合的に判断し優先順位を決定することとし、放課後児童クラブ室を設置している児童館や設置を行う児童館を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
				<ol style="list-style-type: none"> 1 既存の児童館における感染症対策のための改修工事等に係る整備事業 2 既存の児童館の大規模修繕等のうち、感染症対策を含むもの 3 児童館のない市町における新たな児童館の創設 4 児童館のある市町における新たな児童館の創設 既存の児童館を拡張・改築する整備 その他大規模修繕等の整備

令和5年度社会福祉施設等整備方針（少子化対策課所管施設）

課名〔少子化対策課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・地域のニーズに応じた子育て環境の向上のための施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
放課後児童クラブ室	全県	放課後児童クラブ数 438か所 (令和3年5月1日現在) ※令和4年5月1日現在の 数値については、今後調査予 定です。	<ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合等によ り、現在利用中の設備が利 用できなくなる場合があ る。 2 実施施設の災害対策が必 要な場合がある。 3 小学校児童についての保 育需要があるにも関わら ず、放課後児童クラブが存 在しない地域がある。 4 待機児童が生じている市 町がある。 	<p>「放課後児童クラブ運営指針」による、支援の単位あ たりおおむね40人以下の整備を推進することとし、放課 後子ども総合プランにおける市町の運営委員会等の調整 を経た次の整備（創設・改築）を行う。国の子ども・子 育て支援施設整備交付金または子ども・子育て支援交付 金による交付を受けることを条件とする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を 徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮する こととする。</p> <p>また、当該整備にあたっては、市町の福祉部局と教育 委員会の連携を密にして取り組むこととする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5、6の順と する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 小学校の統廃合による整備、または借家等で実施し ているが使用不能になる場合の整備 2 地震対策あるいは津波対策等のための整備 3 放課後児童クラブ未設置小学校区における整備 4 既存の放課後児童クラブ施設では需要に対して充分 に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
				<p>に繋がる整備</p> <p>5 放課後子ども総合プランの推進のため、放課後子ども教室と一体となって実施するための整備または学校の空き教室を活用するための整備</p> <p>6 1から5の理由以外での整備</p>
病児保育施設	全県	<p>病児保育施設数</p> <p>19か所</p> <p>(令和4年5月1日現在)</p>	<p>1 病児保育事業は、ニーズは高いものの、利用者が安定しておらず採算が合わないことがある。</p> <p>2 実施施設の災害対策が必要な場合がある。</p> <p>3 子育て家庭の病児保育に係る需要があるにも関わらず、病児保育施設が存在しない又は不十分な地域がある。</p>	<p>国の子ども・子育て支援施設整備交付金により交付を受けることを条件として、病院又は診療所、社会福祉法人等が病児保育施設を整備する際に必要な経費について、市町に対して補助を行うことで、病児保育の推進を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>優先度の高いものから1、2、3、4、5の順とする。</p> <p>1 現在病児保育事業で使用している建物が使用不能になる場合の整備</p> <p>2 地震対策あるいは津波対策等のための整備</p> <p>3 病児保育施設未設置市町における整備</p> <p>4 既存の病児保育施設では需要に対して充分に対応できていない地区において、受け入れ枠拡大に繋がる整備</p> <p>5 1から4の理由以外での整備</p>

令和5年度社会福祉施設等整備方針（子育て支援課所管施設）

課名〔子育て支援課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 児童養護施設及び乳児院については、令和元年度に策定した三重県社会的養育推進計画に基づき、「小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換」に向けた取組を進め、子どもの最善の利益を保障するものになるよう施設整備を推進する。
- ・ 母子生活支援施設については、DV被害者への対応や老朽化、防災強化等の観点からニーズに応じた施設整備を推進する。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
児童養護施設	全県	施設数 11施設 公立 0施設 民間 11施設 (令和4年4月1日現在)	1 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組が求められている。 2 築年数の経過による施設の老朽化対策として、増改築修繕が求められている。	優先度の高いものから1, 2, 3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。 なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。 1 小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換 施設の新設・改築・拡張にあたっては、小規模かつ地域分散化するための施設整備や、本体施設を小規模グループケアの構造にする、または一時保護専用施設等を創設・拡張するなど高機能化及び多機能化・機能転換を図る施設整備を優先する。 特に、地域分散化については、「施設地域分散化等加速化プラン」に対応する整備のほか、東紀州地域や施設のない地域に整備するものを優先する。
乳児院	全県	施設数 3施設 公立 0施設 民間 3施設 (令和4年4月1日現在)	3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。	2 老朽化対応や防災強化対応のための増改築修繕 施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針												
				<p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> <p>3 感染防止のための環境整備 新型コロナウイルス感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p>												
委託一時保護専用ユニット（乳児院、児童養護施設）	全県	<p>施設数 4施設</p> <table border="1" data-bbox="618 687 925 887"> <tr> <td></td> <td>乳児院</td> <td>児童養護施設</td> </tr> <tr> <td>公立</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>民間</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </table> <p>(令和4年4月1日現在)</p>		乳児院	児童養護施設	公立	0	0	民間	1	3	計	1	3	<p>県児童相談所一時保護所の入所率が高いことなどにより、児童の適切なケアの確保について課題を有しているため、地域において一定数の一時保護児童を安定的に受け入れることができる委託先の確保が必要となっている。</p>	<p>児童相談所単位での設置を進めることとし、県児童相談所一時保護所のない地域及び乳児院での整備を優先する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>
	乳児院	児童養護施設														
公立	0	0														
民間	1	3														
計	1	3														
児童家庭支援センター	全県	<p>施設数 6施設 公立 0施設 民間 6施設 (令和4年4月1日現在)</p> <p>令和2年度までに全児童相談所管内に設置済</p>	<p>児童養護施設において、地域からの相談に応じたり、指導等を行う児童家庭支援センター設置の必要性が高まっている。</p> <p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について地域性や相談ニーズなどにより検討していく必要がある。</p>	<p>児童相談所管内への複数のセンターの設置について、地域性や相談ニーズを考慮し、必要性に応じて整備を進める。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p>												

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
母子生活支援施設	全県	施設数 5施設 公立 1施設（休止） 民間 4施設 （令和4年4月1日現在）	<ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者の利用が増加しているため、対応が必要である。 2 施設の老朽化への対応や津波・浸水等災害への対応の必要性が高まっている。 3 感染症等の感染防止対策のため、個室化改修等の環境整備が求められている。 	<p>優先度の高いものから1、2、3の順とするが、緊急性や必要性により優先度を総合的に判断する。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 DV被害者への対応 <p>入居者の安全性を確保するため、施設や居室のセキュリティやプライバシーの強化を図る施設整備を優先する。</p> 2 施設の老朽化対応や防災強化対応（耐震工事含む） <p>施設の移設（新設を含む）・大規模修繕・増改築・拡張にあたっては、平成20年6月12日雇児発第0612001号厚生労働事務次官通知「次世代育成支援対策施設整備交付金の交付について」により整備を行う耐震化等整備事業や老朽民間児童福祉施設整備事業を優先する。</p> <p>老朽化については、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「老朽民間児童福祉施設等の整備について」における老朽度点数により著しく老朽化した施設を優先する。</p> 3 感染防止のための環境整備 <p>新型コロナウイルス感染症等の感染防止のための個室化改修等『新しい生活様式』に対応した環境整備を行うものを優先する。</p>

令和5年度社会福祉施設等整備方針（障がい福祉課所管施設）

課名〔障がい福祉課〕

1 整備方針策定の考え方

- ・ 障がいの有無に関わらずお互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざして、障がい者関係施設の整備を進める。
- ・ 「みえ障がい者共生社会づくりプラン」における障害福祉サービスの必要量の見込みや障害保健福祉圏域の整備状況、緊急性や必要性を総合的に判断し整備する。
- ・ 新規整備の対象は、地域生活への移行および地域生活の支援の観点から、日中活動系サービスおよび居住系サービスのうち共同生活援助の事業所とする。
- ・ 既設建物の大規模修繕等の対象は、感染防止対策や防災・防犯対策など、入所者等の安全・安心に資する整備とする。

2 整備方針

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
日中活動系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害福祉サービスの種類または障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 相談および地域の体制づくりなどの機能を集約した地域生活支援拠点機能を有する事業所ならびに障がい児支援の中核となる機能を有する事業所の設置が進んでいない。 4 建物の防災・防犯対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金の交付対象となる日中活動系サービス事業所の施設整備について、当該法人に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は以下のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下（1）を優先し、（1）において同順位の場合は（2）、（3）を満たす整備を優先する。 （1）みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、日中活動系サービス事業所が不足する圏域の整備 （2）地域生活支援拠点機能または重度心身障がい児や医療的ケア児への支援の中核となる機能を有する事業所 （3）短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 建物の防災・防犯対策及び感染防止対策について、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。

施設種別	圏域	現状	課題	令和5年度整備方針
居住系サービス事業所	別表1のとおり	別表2のとおり	<ol style="list-style-type: none"> 1 入所施設から地域生活への移行が進んでいない。 2 障害保健福祉圏域によって指定する事業所の数に差が生じている。 3 障がいが重度であっても、地域で安心して生活できる場所の確保が求められている。 4 建物の防災・防犯対策及び感染防止対策に取り組む必要がある。 	<p>社会福祉法人等が整備する社会福祉施設等施設整備費補助金および三重県障害者グループホーム緊急整備事業費補助金の交付対象となる共同生活援助事業所の施設整備について、当該法人等に対して補助を行うことにより、障害福祉サービスの充実を図る。</p> <p>なお、住宅地および住宅地と同程度に利用者家族、地域住民との交流が確保される地域への設置を整備の対象とする。</p> <p>新規整備、大規模修繕等の優先順位については、緊急性や必要性を総合的に判断し決定することとし、それぞれにおける優先順位は、以下のとおりとする。</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策を徹底し、継続的にサービスの提供を行えるよう配慮することとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 新規整備 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)を優先し、(1)において同順位の場合は(2)から(4)を満たす整備を優先する。 (1) みえ障がい者共生社会づくりプランにおけるサービス見込量を考慮して、共同生活援助事業所が不足する圏域の整備(ただし、日中サービス支援型については、優先対象とする。) (2) 障がい者の重度化や高齢化に対応できる事業所 (3) 障害者支援施設や精神科病院から地域生活への移行を目的に設置する事業所 (4) 短期入所を併設する事業所 2 既存建物の大規模修繕等 <ul style="list-style-type: none"> 以下(1)、(2)、(3)を同順位とし、緊急性や必要性を考慮して優先順位を付けることとする。 (1) 新しい生活様式に対応した多床室の個室化改修等の感染防止対策 (2) スプリンクラー、非常用自家発電設備等の防災対策 (3) 防犯カメラの設置等の防犯対策

3 その他

次の諸点に該当する整備事業とする。

- ・ 障害福祉サービスの提供方針、利用者の状況、指定基準、資金計画等を十分検討し、中長期的視点を含め着実に事業が実施できると考えられる施設。
- ・ 障がい者の地域社会との日常的な交流が図られる施設。
- ・ 立地に関して各種災害に対する安全性が確保され、設備の面で防災・減災への配慮がなされている施設。
- ・ 公共工事に準じた入札・契約等の各種手続きが実行できること。

(別表 1) 障害保健福祉圏域

令和4年4月1日現在

圏域名	圏 域 内 市 町
桑名員弁	桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町
四日市	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿亀山	鈴鹿市、亀山市
津	津市
松阪多気	松阪市、多気町、明和町、大台町
伊勢志摩	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町
伊賀	名張市、伊賀市
紀北	尾鷲市、紀北町
紀南	熊野市、御浜町、紀宝町

(別表2) 障害福祉サービス事業所等の現状

種類	種類	単位	令和4年度									
			桑名 員弁	四日市	鈴鹿 亀山	津	松阪 多気	伊勢 志摩	伊賀	紀北	紀南	計
日中活動系サービス												
生活介護	現状	事業所数	17	37	21	38	29	27	22	5	4	200
		定員数	359	1,186	554	922	682	630	487	137	112	5,069
	サービス見込量	人	448	864	540	707	568	688	485	132	137	4,569
	サービス量実績	人	447	845	541	680	562	644	461	114	130	4,424
就労移行支援	現状	事業所数	4	7	6	5	4	7	4	0	0	37
		定員数	52	111	55	57	52	55	38	0	0	420
	サービス見込量	人	55	80	75	40	32	47	35	3	5	372
	サービス量実績	人	44	81	40	40	14	16	12	2	4	253
短期入所	現状	事業所数	17	16	14	21	18	13	14	1	2	116
		定員数	74	66	59	68	52	49	98	4	6	476
	サービス見込量	人	150	221	159	96	130	170	150	21	21	1,118
	サービス量実績	人	81	137	110	77	65	150	64	10	9	703
児童発達支援	現状	事業所数	19	37	20	33	24	19	13	1	1	167
		定員数	220	450	295	372	305	237	171	10	24	2,084
	サービス見込量	人	144	466	379	359	268	226	130	2	26	2,000
	サービス量実績	人	182	425	332	385	304	273	126	1	21	2,049
居住系サービス												
共同生活援助	現状	事業所数	21	27	20	38	29	15	13	4	3	170
		定員数	250	542	216	407	313	262	255	43	53	2,341
	サービス見込量	人	232	362	197	279	232	280	245	66	68	1,961
	サービス量実績	人	221	371	208	280	217	278	220	61	61	1,917

注)

- 1 現状の事業所数・定員数は、令和4年4月1日現在
- 2 サービス見込量は、「みえ障がい者共生社会づくりプラン-2021年度～2023年度-」における令和4年度のサービス見込量（1か月あたり）
- 3 サービス量実績は、令和4年1月分
- 4 生活介護と就労移行支援の現状（事業所数・定員数）は、障害者支援施設を含む。
- 5 短期入所は、福祉型と医療型を合わせた数